

# 国際スポーツキャンプPR動画作成等業務委託仕様書

## 1 業務名

国際スポーツキャンプPR動画作成等業務

## 2 目的

鹿児島市の特色や国際スポーツキャンプ受入れに対する取組・姿勢等の認知向上及び魅力を発信するツールとして動画を作成することにより、今後国内で開催される大規模国際大会でキャンプ地を探しているチームとのマッチングを図ることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

## 4 業務内容等

### (1) プロモーション動画の作成

鹿児島市の特色や国際スポーツキャンプ受入れに対する取組・姿勢等を認知させるため、国内外で実施する各種会議・式典、スポーツイベント等で放映するプロモーション動画の作成を行う。

#### ①企画・構成

本業務には、企画立案・撮影・編集・納品・工程管理などPR動画作成に必要な全ての作業を含むとともに、以下のコンセプトを参考に、キャンプ候補地として鹿児島市の需要が高まる内容とすること。

- ア 鹿児島市でキャンプ予定のラグビーチームとサッカーチームの合宿の様子や選手等へのインタビューを含めること。なお、対象チームについては、契約後、発注者から別途指定する。
- イ 国際スポーツキャンプ受入に向けたPR動画作成であることから、鹿児島市の過去の国際スポーツキャンプ受入れ記録動画等も組み合わせ、作成すること。なお、素材等は発注者から受注者へ提供する。
- ウ 訴求力の高いコンセプトや映像手法などキャンプ候補地として本市の需要増加につながるアイデアがあれば、受注者から自由に提案できる。

#### ②取材・撮影

企画・構成に基づき、以下事項を遵守し、動画の製作に必要な映像の取材や撮影を行うこと。

- ア 対象チームへの取材・撮影の協力依頼については、発注者が行う。
- イ 1チームあたりの撮影期間は2～3日程度とする。ただし、天候等の都合により撮影が難しい場合は、発注者と受注者で別途協議を行う。
- ウ 関係団体関係者以外の出演者を起用する場合は、肖像権など権利処理等の手続は受注者において行うこと。

#### ③編集・動画の規格等

以下事項を遵守し、撮影した映像の加工、音楽・ナレーション・テロップの挿入等の編

集作業を行うこと。

ア 動画時間

1チームあたり3分～5分程度とする。また、広告等に活用できるよう、15～30秒や60秒程度に編集した短尺編も制作すること。

イ 音楽

BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。

なお、著作権等の許諾が必要な場合は、受注者において手続きを行うこと。

ウ 言語及び字幕・ナレーション

動画のナレーションは日本語・英語の2種類とし、それぞれ日本語字幕・英語字幕・字幕なしの3種類を制作すること。

エ 規格など

- ・映像規格はアスペクト比16：9とすること。
- ・フルハイビジョン解像度以上とすること。

オ その他

制作した動画について、完成前の内容確認は2回以上行うものとし、発注者が校了と認めるまで行う。

## 5 成果品

成果品は次のものを予定している。

(1) DVD

- ①一般的な家庭用プレイヤーで再生できること。
- ②パソコンで再生、複製が可能であること。

(2) インターネット等配信用動画データ

- ①データ形式はYouTubeやInstagramにアップロード可能な形式
- ②電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。

(3) 納品

- ①納期 令和7年3月14日(金)
- ②納品場所 鹿児島市役所観光交流局スポーツ課

## 6 再委託等の制限

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。再委託を行う場合は、市内業者を優先して利用するよう配慮すること。

## 7 権利関係

- (1) 本業務による著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条の権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとし、受注者及び受注者から依頼を受けて中間生成物を作成した者は、当該業務に関係する事項に関して法第17条に規定する著作者人格

権を無期限に行使しないものとする。また、受注者は発注者の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。

(2) 所有権及び著作権、肖像権について

- ①制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ②委託業務で生じる制作物・成果物に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて発注者に帰属することとし、権利関係は受注者において調整すること。
- ③使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

## 8 その他

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報等（個人情報を含む。）を本業務においてのみ使用できることとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 著作権の帰属設定及び著作権人格不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料を含むものとする。
- (3) 委託業務に必要な資機材は、受注者が用意すること。
- (4) 業務履行にあたり、疑義が生じた場合には、発注者と協議しその指示に従うこと。
- (5) 事故発生の場合は、その都度、事故報告書を提出するものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して定めること。